令和6年度アウトドアビジネス推進事業実施業務委託仕様書

1 委託事業名

令和6年度アウトドアビジネス推進事業実施業務

2 事業の目的

県では、本県が有する多様な自然環境、豊富な食材、首都圏からの近接性を活かしたアウトドアを核とした誘客を進めているところであり、更なる需要の獲得並びに新たな需要の獲得を進めるため、アウトドア分野における民間事業者の参入を活発化させることで、新事業・新サービスを創出し、アウトドアの付加価値向上と観光消費額の増を図る。

3 事業フロー

(1)マッチング対象の掘り起し

- ・市町村自治体の保有する県内遊休地
- ・アウトドア分野へ参入可能性の高い 事業・サービス

(2)関連事業者等への情報発信及び募集

- ・WEBサイトの運用
- 情報発信媒体を活用した募集

(3)マッチングイベントの開催

- ・遊休地と事業者のマッチングイベント
- ・県内アウトドア事業者と異業種とのマッチングイベント

(5)事業成果の横展開・次年度への提案

(4)参加事業者・自治体へのフォローアップ

- 事業実現化に向けた相談対応
- ・専門的知見やノウハウの情報提供

4 事業内容

事業の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- (1) マッチング対象の掘り起し
 - ア 市町村自治体の保有する県内遊休地などのリストアップ
 - ・市町村自治体が保有する県内遊休地などの情報提供依頼に係る照会資料を作成すること。また、作成にあたっては、マッチングの際に必要な情報を収集できる内容とすること。ただし、 照会は県が行うこととする。
 - ・収集された情報及び県の提供する情報等をリストアップし、マッチングイベントの際に具体 的にイメージを想起できる資料としてまとめること。

イ マッチングポイント※のリストアップ

- ・本事業による過去2回のアウトドア関連事業者へのニーズ調査結果及びアウトドア業界のトレンド等から参入可能性の高いマッチングポイントを分析すること。
- ・マッチングポイント分析を基に、参入確度の高い事業・サービスをリストアップし、マッチングイベントへの参加者募集へ繋げること。

※マッチング可能性のある事業やサービスのこと

(2) 関連事業者等への情報発信及び募集

ア WEB サイト「いばらきアウトドアマッチング」の運用

・令和4年度事業で制作した WEB サイト「いばらきアウトドアマッチング

(https://business.ibaraki-camp.jp/)」を継続して運用し、情報発信、募集媒体として活用すること。

- ・当該サイトは、茨城県公式キャンプ場情報サイト「いばらきキャンプ (https://ibaraki-camp.jp/)」と連動したものであるため、運用にあたってはサーバー維持管理費用のみを事業費に含める。
- ・取材のうえ、現在掲載されている企業と遊休地情報の情報更新を行うこと。

イ 情報発信及び集客施策の実施

- ・4 (1) で行った結果を活用し、各種業界への周知及びマッチングイベントに関する開催案内を行い、参加者を募集すること。
- ・周知にあたっては、参入・連携に意欲的な県内アウトドア事業者の参加を促す工夫を行 うこと。
- 発信媒体については、効果的な媒体と方法を提案すること。

(3) マッチングイベントの開催

ア 県内遊休地等とアウトドア利活用を検討する事業者とのマッチングイベント

【令和5年度イベント名:いばらきアウトドアフィールドマッチング】

- 4 (1) アでリストアップした市町村自治体などの遊休地のアウトドア利活用を目的としたマッチングイベントとするため、以下の内容を実施すること。
- ・参加について、5自治体以上、事業者は25社以上を目標とする。
- ・参加事業者に対し、市町村自治体などが資料を基にプレゼンする場を設けること。
- ・マッチングの確度を高めるための施策を講じること。
- イ 県内アウトドア事業者とアウトドア分野参入へ意欲的な異業種とのマッチングイベント 【令和5年度イベント名:いばらきアウトドアビジネスマッチング】
 - 4 (1) イでリストアップした事業・サービスのアウトドア分野への参入を目的としたマッチングイベントとするため、以下の内容を実施すること。
 - ・参加について、アウトドア事業者30社以上、異業種の民間企業50社以上を目標とする。
 - ・事業者の PR、商談コーナーを設け、活発な商談が行われる企画をすること。
 - ・マッチングの確度を高めるための施策を講じること。

ウ 共通事項

- ・開催場所は、県と協議のうえ、受託者で手配すること。
- ・開催時期について、参加事業者の繁忙期なども考慮し参加しやすい時期を提案すること。
- ・マッチングイベントの運営、進行、スケジュール管理を行うこと。
- ・参加企業、自治体については、県と協議のうえ決定すること。

(参考) 昨年度のイベント実績

- ○イベントレポート「いばらきアウトドアフィールドマッチング」 https://business.ibaraki-camp.jp/news/1503.html
- ○イベントレポート「いばらきアウトドアビジネスマッチング」

https://business.ibaraki-camp.jp/news/1975.html

(4) 参加事業者・自治体へのフォローアップ

- ・遊休地活用やアウトドア分野における専門的な知見やノウハウを用いたフォローアップを提 案・実施すること。
- ・マッチングイベント後の現地視察や事業実現化に向けた事業者や自治体からの相談に対応すること。
- ・必要に応じ、事業化に向けた資金調達のために有益な情報提供などを行うこと。

(5) 事業成果の横展開及び次年度事業への提案

- ・マッチング事例や、ニーズ調査などの結果を事業者への了解を得た上で、可能な限り公開し、 県内事業者への横展開を図ること。
- ・事業成果を踏まえ、次年度に向けた具体的な提案を行うこと。

(6) 自主提案

その他、事業目的の達成のために有益な提案がある場合は行うこと。

5 留意事項

本事業は、地方創生推進交付金を充てて行う事業のため下記経費を委託事業費とはできない。

- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
 - 例) 各種事業の参加者(個別企業が参加者である場合を含む。) に対する旅費、宿泊費、体験費、 交流費、飲食費、販促品提供費
- ・他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援を受けている経費

など

6 事業成果品

・事業実施報告書:データ・紙 2部

・サイトデータ一式 (バックアップデータ、ログデータなど):データ (DVD-R) 2部

7 その他

- (1) 参加者及び施設等との調整は、受託者が行う。
- (2) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度、県と協議の上、決定する。
- (3) 受託者の責によらない事業の中止について、事前準備にかかった費用は県が負担する。
- (4) 本事業は国の交付金(地方創生推進交付金)を活用した事業であり、会計検査院の実地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。